

うっしっしいー情報2014

12月市



豊岡農業改良普及センター

12月10日に行われましたセリ市全体の平均価格は、去勢が80万1千円、雌が70万9千円でした。

普及センター調べ（税込価格）

（本人落としも含むため、JA公表数値とは異なります）

地域	去勢			雌			総計	
	頭数	DG	平均価格	頭数	DG	平均価格	頭数	平均価格
宍粟・佐用	10	0.974	773,172	8	0.937	661,770	18	723,660
篠山	5	0.951	759,672	7	0.840	581,811	12	655,920
丹波	28	0.974	778,063	15	0.871	686,088	43	745,979
朝来	4	0.936	852,930	7	0.820	663,737	11	732,535
播磨	25	0.937	764,510	16	0.829	662,715	41	724,785
美方郡	93	0.981	800,663	100	0.887	739,919	193	769,189
豊岡	23	0.954	810,141	21	0.864	749,983	44	781,429
養父	34	1.040	854,788	19	0.844	687,051	53	794,656
摂津・神戸	1	0.954	799,200	3	0.827	649,800	4	687,150
県北C	1	0.731	562,680	4	0.824	584,550	5	580,176
市場全体	225	0.978	800,645	201	0.870	709,270	426	757,531

12月市種雄牛ランキング

順位	種雄牛	去勢			雌			総計	
		頭数	平均DG	平均価格	頭数	平均DG	平均価格	頭数	平均価格
1	千代藤土井	8	0.975	825,525	10	0.869	827,064	18	826,380
2	照忠土井	23	0.979	797,838	4	0.855	802,980	27	798,600
3	芳悠土井	49	1.001	827,655	40	0.892	762,372	89	798,314
4	菊毬土井	6	0.977	766,800	13	0.922	775,523	19	772,768
5	丸宮土井	21	0.982	851,040	23	0.816	678,428	44	760,811
	総計	225	0.978	800,645	201	0.870	709,270	426	757,531
6	芳山土井	41	0.985	809,315	45	0.876	704,256	86	754,342
7	福芳土井	19	1.000	772,768	22	0.934	692,967	41	729,948
8	丸富士井	43	0.949	770,517	27	0.822	646,120	70	722,535

価格は税込み (10頭以上の出荷があった種雄牛のみ記載)

ランキング種雄牛の育種価

	種雄牛	枝肉重量	ロース芯面積	バラの厚さ	皮下脂肪厚	歩留	脂肪交雑
1	千代藤土井	B → A	A++	D	A	A+	A+++
2	照忠土井	B	A++	B → A	A+	A++ → A+++	A+
3	芳悠土井	A+	A	A+	A	A	A+++
4	菊毬土井	A+ → A	A+ → A	A+	B	A+ → A	B
5	丸宮土井	B	B	A+	A++	A+	A++
6	芳山土井	A++ → A+	A+++	A+++ → A++	C	A++	A++
7	福芳土井	A++	B	A++	C	C	A
8	丸富士井	A → B	A++	C → D	C	A	A++

北部農業技術センター提供 (育種価評価は平成26年07月現在)

消費税の課税事業者になったら

～消費税計算から各種届け出、それを踏まえた経営戦略～

前回（11月号）は、課税事業者の判定などについて説明をしました。今回は、課税事業者になった場合に生じる消費税申告や、それに伴う各種届け出などの事務手続きを整理します(前回に引き続き内容が該当農家に限定されることお詫びします)。

1 納付税額の計算は

消費税の納付税額は、本来は本則課税制度(以下、本則課税)になり、手続きをすることで簡易課税制度(以下、簡易課税)を選択することができます。いずれも納付金額を算出する方法ですが、本則課税の場合、算出額がマイナスになると還付されます。尚、簡易課税は還付されることはありません。算出方法の違いは、以下のとおりです。

～ポイントⅠ～

- ①本則課税：「課税売上消費税」－「課税仕入れ消費税」＝プラスの場合は**納付**・マイナスの場合は**還付**
- ②簡易課税：「課税売上消費税」－（「課税売上消費税」×「みなし率（農業の場合は70%）」）＝プラスのみのため**納付**

(1) 本則課税VS簡易課税、どちらを選ぶ？

本則課税と簡易課税での消費税計算について、実際の経営内容で比較してみます。

表1 消費税申告の具体例

(単位：万円 消費税込み)

	売上げ	経費		利益	該当※	消費税申告額		
A農家	1000	飼料費	300	100	○	本則課税	売上げ消費税：1000÷1.08=925 1000-925=75 仕入れ消費税：(300+100+200)÷1.08=555 (300+100+200)-555=45 納税消費税額：75-45=30	
		授精費	100		○			
		資材費	200		○			
		減価償却	200		×			簡易課税
		家畜共済	100		×			
		経費合計	900					
B農家	1000	飼料	350	100	○	本則課税	売上げ消費税：1000÷1.08=925 1000-925=75 仕入れ消費税：(350+150+300)÷1.08=740 (350+150+300)-740=60 納税消費税額：75-60=15	
		授精費	150		○			
		資材費	300		○			
		減価償却	75		×			簡易課税
		家畜共済	25		×			
		経費合計	900					

※該当欄の「○」は課税仕入れ対象。「×」は課税仕入れ対象外を示しています。

※消費税は8%とします。

A農家、B農家の売上げは1,000万円、経費は900万円、利益は100万円と同じです。

消費税申告額は、簡易課税の場合、計算式が同じなのでA・B農家ともに23万円と同額です。本則課税では、経費の内訳によって差が生じますのでA農家はB農家より15万円高(30万円-15万円)となります。

一方、農家個々でみると、A農家は簡易課税の方が7万円(30万円-23万円)少なく、B農家は、本則課税の方が8万円(23万円-15万円)少なくなります。どちらが方式を選択するかの大まかな目安は次のとおりです。

～ポイントⅡ～

- ①売上に対して減価償却費、農業共済掛金等を除く直接経費（飼料費、燃料費等）が**7割未満**の方 → **簡易課税**
- ②売上に対して減価償却費、農業共済掛金等を除く直接経費（飼料費、燃料費等）が**7割以上**の方 → **本則課税**

(2) 本則課税・簡易課税を選択するには？選択するとどうなるの？

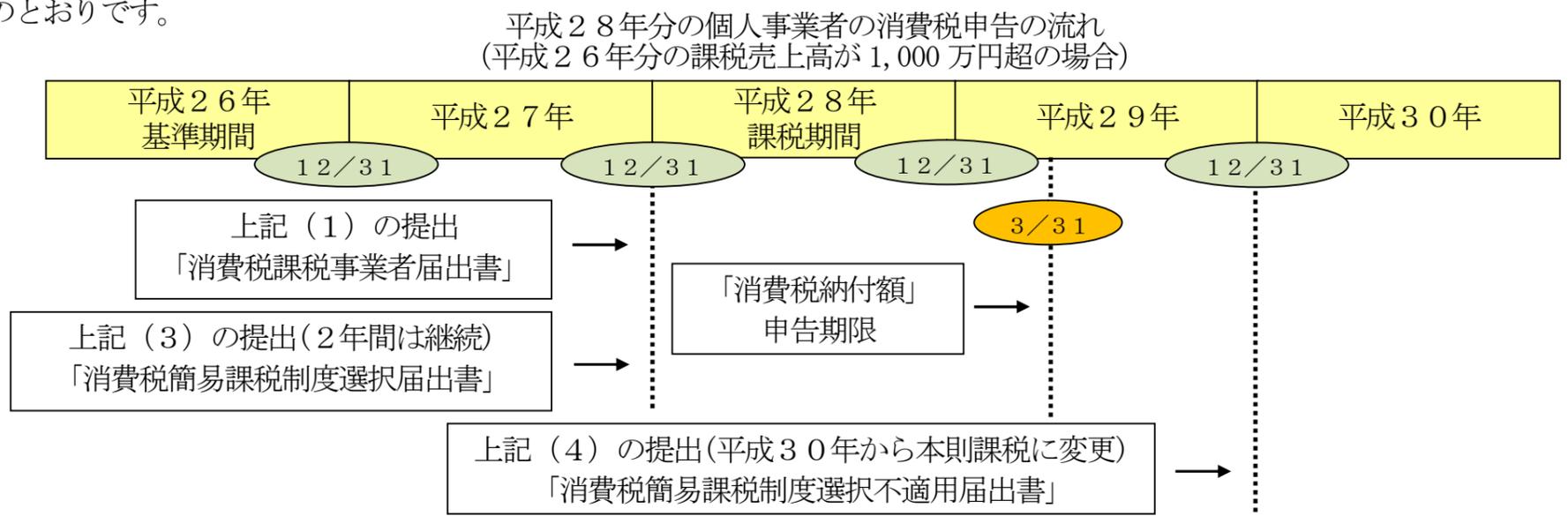
初めて課税事業者になる方は、何も書類を提出しないと自動的に本則課税となります。簡易課税を選択するには、「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出しなければなりません。但し選択できるのは、課税売上高が5千万円以下の事業者のみです。また、簡易課税を選択した場合、**2年間は本則課税に変更することができません**。2年目以降に変更するには、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出が必要となります。

2 各種届け出の書類と期限

具体的にどんな時に届け出が必要で、どんな書類を、いつまでに提出するかをまとめると次のとおりになります。

- (1) 課税事業者になった → 「消費税課税事業者届出書」
…事由が生じた場合速やかに提出
- (2) 課税事業者から免税事業者になった → 「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」
…事由が生じた場合速やかに提出
- (3) 簡易課税を選択する → 「消費税簡易課税制度選択届出書」
…選択しようとする課税期間の初日の前日までの提出
提出しない場合は、自動的に本則課税制度になる
- (4) 簡易課税から本則課税に変更する → 「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」
…選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出
提出しないとずっと簡易課税制度のまま

平成26年の課税売上高が初めて1,000万円超となり、平成28年に課税事業者となる方の消費税申告の流れを示すと以下のとおりです。



3 課税事業者のメリットを活かす経営戦略…本則課税の場合のみ

課税事業者になったら経営戦略が必要です。平成26年の課税売上げが1,000万円超になると平成28年の決算で消費税申告手続きをすることになります。そこで**本則課税の場合**、トラクタを平成27年で購入するか、平成28年で購入するかによって消費税の納付額に差が生じます。

表2 購入年の違いによる対策 (単位: 万円 消費税込み)

		平成27年 (免税事業者)		平成28年 (課税事業者)		備考
		金額	内消費税	金額	内消費税	
ケース1	課税売上高	1,080	80	1,080	80	<ul style="list-style-type: none"> • 平成27年は免税事業者のため、トラクタ購入の有無に関わらず納付額は発生しません。 • 平成28年は課税事業者のため、ケース1では24万円の納付となり、ケース2ではトラクタが課税仕入れ対象となり、算出額がマイナスのため16万円還付されます。 • つまり、ケース2の方が2年間で40万円の経費削減となります。(簡易課税では消費税の還付がないので当てはまりません)
	課税仕入高	756	56	756	56	
	トラクタ	540	40	0	0	
	消費税納付or還付	0		80 - 56 = 24納付		
ケース2	課税売上高	1,080	80	1,080	80	
	課税仕入高	756	56	756	56	
	トラクタ	0	0	540	40	
	消費税納付or還付	0		80 - (56 + 40) = -16還付		

～番外編～

免税事業者は、消費税申告をしないので有利に思えますが、上記のように高額な機械や施設などを購入する場合、課税事業者の方が還付を受けるなど有利になることがあります。そのためには、免税事業者が自主申告で課税事業者となり恩恵を受ける方法もあります。興味のある方は、ご連絡下さい。

以上、2回にわたり消費税について説明しました。師走の忙しい折ですが、期限もあることから早めに対応して下さい。尚、詳細については、国税庁のホームページを参照、あるいは関係機関にお問い合わせ下さい。